

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）
廃止措置計画書（変更）

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

平成 30 年 11 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備考
<p style="text-align: center;">添付資料 1</p> <p style="text-align: center;">廃止措置の方法, 工程及び安全対策 (概要)</p> <p>1. 廃止措置の方法</p> <p>1.1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>核燃料サイクル工学研究所の再処理施設 (以下「再処理施設」という。)の敷地は, 茨城県那珂郡東海村の南東端の平坦地に位置し, 東側は太平洋に面しており, その敷地面積は約 15 万平方メートルで, 敷地はほぼ台形状の部分とその南側にのびる帯状の部分とからなっている。</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は, 再処理の事業の指定があったものとみなされた再処理施設全施設である。主要な廃止措置対象施設を表 1, 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図 1 に示す。再処理施設全施設の管理区域解除を目指し, 管理区域を解除した建家は, 利活用について検討する。</p> <p>1.2 廃止措置の基本方針</p> <p>1.2.1 廃止措置の進め方</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4)他の施設は, 廃棄物の処理フロー (図 2 (各施設間の主要な放射性廃棄物の流れ) 参照) 等を考慮し, 原則として高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS), 高放射性廃液貯蔵場 (HAW), ガラス固化技術開発施設 (TVF) 等の高線量系の施設から段階的に除染・解体に着手し, 順次低線量系の放射性廃棄物を取り扱う施設の廃止を進め, 全施設の管理区域解除を目指す。</p> <p>(5), (6) 略</p> <p>1.2.2 関係法令等の遵守</p> <p>略</p> <p>1.2.3 放射線管理に関する方針</p> <p>略</p> <p>一方, 放出の基準を定める間の当面の放出管理として, クリプトン-85, トリチウムについては, これまでの放出実績等から表 2-1, 表 2-2 に示す放出管理目標値を定め, これを再処理施設保安規定にて管理する。また, 工程洗浄に係る廃止措置計画の変更時においても工程洗浄に伴う放出管理目標値を定め, これを再処理施設保安規定にて管理する。</p> <p>1.2.4 放射性廃棄物に関する方針</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1</p> <p style="text-align: center;">廃止措置の方法, 工程及び安全対策 (概要)</p> <p>1. 廃止措置の方法</p> <p>1.1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>核燃料サイクル工学研究所の再処理施設 (以下「再処理施設」という。)の敷地は, 茨城県那珂郡東海村の南東端の平坦地に位置し, 東側は太平洋に面しており, その敷地面積は約 15 万平方メートルで, 敷地はほぼ台形状の部分とその南側にのびる帯状の部分とからなっている。</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は, 再処理の事業の指定があったものとみなされた再処理施設全施設である。主要な廃止措置対象施設を表 1-1, 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図 1-1 に示す。再処理施設全施設の管理区域解除を目指し, 管理区域を解除した建家は, 利活用について検討する。</p> <p>1.2 廃止措置の基本方針</p> <p>1.2.1 廃止措置の進め方</p> <p>(1)～(3)変更なし</p> <p>(4)他の施設は, 廃棄物の処理フロー (添付資料 2 : 図 2-1 (各施設間の主要な放射性廃棄物の流れ) 参照) 等を考慮し, 原則として高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS), 高放射性廃液貯蔵場 (HAW), ガラス固化技術開発施設 (TVF) 等の高線量系の施設から段階的に除染・解体に着手し, 順次低線量系の放射性廃棄物を取り扱う施設の廃止を進め, 全施設の管理区域解除を目指す。</p> <p>(5), (6) 変更なし</p> <p>1.2.2 関係法令等の遵守</p> <p>変更なし</p> <p>1.2.3 放射線管理に関する方針</p> <p>変更なし</p> <p>一方, 放出の基準を定める間の当面の放出管理として, クリプトン-85, トリチウムについては, これまでの放出実績等から表 1-2-1, 表 1-2-2 に示す放出管理目標値を定め, これを再処理施設保安規定にて管理する。また, 工程洗浄に係る廃止措置計画の変更時においても工程洗浄に伴う放出管理目標値を定め, これを再処理施設保安規定にて管理する。</p> <p>1.2.4 放射性廃棄物に関する方針</p> <p>変更なし</p>	<p>○表番号の見直し</p> <p>○図番号の見直し</p> <p>○図番号の見直し (添付資料 2 の図である旨を明記)</p> <p>○表番号の見直し</p>

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備考
<p>1.3 廃止措置の実施区分 略 廃止措置は、基本的に①解体準備期間、②機器解体期間及び③管理区域解除期間に区分し、建家ごとにこの順序で実施する。廃止措置の基本的なステップを表 3 に示す。 略</p> <p>1.3.1 解体準備期間 略</p> <p>1.3.2 機器解体期間 略</p> <p>1.3.3 管理区域解除期間 略</p> <p>1.4 リスク低減の取組</p> <p>1.4.1 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保 略</p> <p>1.4.2 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化 再処理に伴い発生した高放射性廃液をガラス固化し、長期間の保管の安全性を向上させるとともに、ガラス固化に要する期間を可能な限り短縮するため、熔融炉の改良(傾斜角：45 度、傾斜形状：円錐)及び運転体制の強化等を図る。また、機器トラブルの未然防止対策を講じること、事象が発生した場合の影響緩和に係る対策を講じること等により、平成 40 年度までにガラス固化処理を終了させる。 ガラス固化体の保管については、耐震、遮蔽、冷却機能を評価し、自治体との協議、廃止措置計画の変更認可を得た上で、現在のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化体の保管を 6 段積みから 9 段積みに変更し、420 本から 630 本とするガラス固化体の保管能力の増強を早期に行う。さらには 630 本を超えるガラス固化体を保管できるよう新規保管施設の建設を必要な時期に行う。</p> <p>1.4.3 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善 略</p> <p>1.4.4 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固化 略</p>	<p>1.3 廃止措置の実施区分 変更なし 廃止措置は、基本的に①解体準備期間、②機器解体期間及び③管理区域解除期間に区分し、建家ごとにこの順序で実施する。廃止措置の基本的なステップを表 1-3 に示す。 変更なし</p> <p>1.3.1 解体準備期間 変更なし</p> <p>1.3.2 機器解体期間 変更なし</p> <p>1.3.3 管理区域解除期間 変更なし</p> <p>1.4 リスク低減の取組</p> <p>1.4.1 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保 変更なし</p> <p>1.4.2 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化 再処理に伴い発生した高放射性廃液をガラス固化し、長期間の保管の安全性を向上させるとともに、ガラス固化に要する期間を可能な限り短縮するため、熔融炉の改良(傾斜角：45 度、傾斜形状：円錐)及び運転体制の強化等を図る。また、機器トラブルの未然防止対策を講じること、事象が発生した場合の影響緩和に係る対策を講じること等により、平成 40 年度までにガラス固化処理を終了させる。 ガラス固化体の保管については、耐震、遮蔽、冷却機能を評価し、自治体との協議、廃止措置計画の変更認可を得た上で、現在のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化体の保管を 6 段積みから 9 段積みに変更し、420 本から 630 本とするガラス固化体の保管能力の増強を行う。さらには 630 本を超えるガラス固化体を保管できるよう新規保管施設の建設を必要な時期に行う。</p> <p>1.4.3 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善 変更なし</p> <p>1.4.4 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固化 変更なし</p>	<p>○表番号の見直し</p> <p>○今回、ガラス固化体の保管能力の増強に係る変更申請を行うことから、「早期に」の記載を削除。</p>

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備考
<p>1.5 使用しない設備の措置 略</p> <p>1.6 使用済燃料，核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法</p> <p>1.6.1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 再処理施設における使用済燃料及び核燃料物質（分析又は校正に用いる核燃料物質を除く。）の存在場所ごとの種類及び数量を表 4 に示す。今後，廃止措置対象施設には，分析又は校正に用いる核燃料物質を除き，新たに使用済燃料及び核燃料物質を持ち込まない。</p> <p>1.6.2 使用済燃料，核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理 略</p> <p>1.6.3 核燃料物質の譲渡し 略</p> <p>1.7 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1.7.1 廃止措置対象施設の汚染の特徴 略</p> <p>1.7.2 解体準備期間における除染 略</p> <p>1.7.3 機器解体期間における除染 略</p> <p>1.7.4 管理区域解除期間における除染 略</p> <p>2. 廃止措置の工程</p> <p>2.1 廃止の工程の全体像 再処理施設の廃止措置は，原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認可以降，この廃止措置計画に基づき実施する。再処理施設の廃止措置工程を表 5-1 に示す。 略</p> <p>今後も継続して放射性廃棄物を取り扱う施設では，廃棄物処理を着実に進め，廃棄物の処理フロー（図 2 参照）等を考慮した上で，所期の目的を完了した施設から順に除染・解体に着手する。</p>	<p>1.5 使用しない設備の措置 変更なし</p> <p>1.6 使用済燃料，核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法</p> <p>1.6.1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 再処理施設における使用済燃料及び核燃料物質（分析又は校正に用いる核燃料物質を除く。）の存在場所ごとの種類及び数量を表 1-4 に示す。今後，廃止措置対象施設には，分析又は校正に用いる核燃料物質を除き，新たに使用済燃料及び核燃料物質を持ち込まない。</p> <p>1.6.2 使用済燃料，核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理 変更なし</p> <p>1.6.3 核燃料物質の譲渡し 変更なし</p> <p>1.7 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1.7.1 廃止措置対象施設の汚染の特徴 変更なし</p> <p>1.7.2 解体準備期間における除染 変更なし</p> <p>1.7.3 機器解体期間における除染 変更なし</p> <p>1.7.4 管理区域解除期間における除染 変更なし</p> <p>2. 廃止措置の工程</p> <p>2.1 廃止の工程の全体像 再処理施設の廃止措置は，原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認可以降，この廃止措置計画に基づき実施する。再処理施設の廃止措置工程を表 1-5-1 に示す。 変更なし</p> <p>今後も継続して放射性廃棄物を取り扱う施設では，廃棄物処理を着実に進め，廃棄物の処理フロー（添付資料 2：図 2-1 参照）等を考慮した上で，所期の目的を完了した施設から順に除染・解体に着手する。</p>	<p>○表番号の見直し</p> <p>○表番号の見直し</p> <p>○図番号の見直し（添付資料 2 の図である旨を明記）</p>

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備 考
<p>略</p> <p>2.2 当面の実施工程 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に関する工程を表 5-2 に、工程洗浄に関する工程を表 5-3 に、ガラス固化処理に関する工程を表 5-4 に示す。</p> <p>2.3 廃止措置の工程の管理 略</p> <p>3. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期</p> <p>3.1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置 略</p> <p>3.2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量を表 6 に示す。これら回収可能核燃料物質を再処理設備本体等から取り出すため、工程洗浄を実施する。 略</p> <p>4. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期 放射性液体廃棄物のうち、廃棄物の種類ごとにおいて、再処理施設全施設の合計の放射エネルギーが 3.7 TBq 以上のものを特定廃液として取り扱う。具体的には、高放射性廃液、低放射性濃縮廃液を特定廃液とする (表 8 参照)。それらの処理を行う方法及び時期について以下に示す。</p> <p>4.1 高放射性廃液</p> <p>4.1.1 処理を行う方法 表 8 に示す高放射性廃液は、高放射性廃液貯蔵場(HAW)の高放射性廃液貯槽からガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の受入槽に受け入れ、必要に応じて組成調整や濃縮を行ったのち溶融炉へ送りガラス原料とともに溶融し、ガラス固化体容器に注入し固化する。注入後、蓋を溶接し保管する。 略</p> <p>4.1.2 処理を行う時期 略</p> <p>4.1.3 工程の管理 略</p> <p>4.2 低放射性濃縮廃液</p>	<p>変更なし</p> <p>2.2 当面の実施工程 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に関する工程を表 1-5-2 に、工程洗浄に関する工程を表 1-5-3 に、ガラス固化処理に関する工程を表 1-5-4 に示す。</p> <p>2.3 廃止措置の工程の管理 変更なし</p> <p>3. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期</p> <p>3.1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置 変更なし</p> <p>3.2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量を表 1-6 に示す。これら回収可能核燃料物質を再処理設備本体等から取り出すため、工程洗浄を実施する。 変更なし</p> <p>4. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期 放射性液体廃棄物のうち、廃棄物の種類ごとにおいて、再処理施設全施設の合計の放射エネルギーが 3.7 TBq 以上のものを特定廃液として取り扱う。具体的には、高放射性廃液、低放射性濃縮廃液を特定廃液とする (添付資料 2 : 表 2-1 参照)。それらの処理を行う方法及び時期について以下に示す。</p> <p>4.1 高放射性廃液</p> <p>4.1.1 処理を行う方法 表 2-1 (添付資料 2) に示す高放射性廃液は、高放射性廃液貯蔵場(HAW)の高放射性廃液貯槽からガラス固化技術開発施設(TVF)開発棟の受入槽に受け入れ、必要に応じて組成調整や濃縮を行ったのち溶融炉へ送りガラス原料とともに溶融し、ガラス固化体容器に注入し固化する。注入後、蓋を溶接し保管する。 変更なし</p> <p>4.1.2 処理を行う時期 変更なし</p> <p>4.1.3 工程の管理 変更なし</p> <p>4.2 低放射性濃縮廃液</p>	<p>備考</p> <p>○表番号の見直し ○表番号の見直し</p> <p>○表番号の見直し</p> <p>○表番号の見直し (添付資料 2 の表である旨を明記)</p> <p>○表番号の見直し (添付資料 2 の表である旨を明記)</p>

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備考
<p>4.2.1 処理を行う方法 略</p> <p>4.2.2 処理を行う時期 略</p> <p>5. 安全対策</p> <p>5.1 各施設の安全対策</p> <p>5.1.1 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設 (性能維持施設)</p> <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、表 7 に示す再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とし、詳細な設備については平成 29 年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。また、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の詳細内容については、遅くとも平成 31 年度末までに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行うこととしており、これらの安全対策で整備する設備についても性能維持施設とし、逐次廃止措置計画に反映する。</p> <p>略</p> <p>5.1.2 性能維持施設の安全対策 略</p> <p>5.1.3 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間 略</p> <p>5.2 廃止措置における安全対策 略</p> <p>5.2.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 略</p> <p>5.2.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策 略</p>	<p>4.2.1 処理を行う方法 変更なし</p> <p>4.2.2 処理を行う時期 変更なし</p> <p>5. 安全対策</p> <p>5.1 各施設の安全対策</p> <p>5.1.1 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設 (性能維持施設)</p> <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、表 1-7 に示す再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とし、詳細な設備については平成 29 年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。また、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の詳細内容については、遅くとも平成 31 年度末までに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行うこととしており、これらの安全対策で整備する設備についても性能維持施設とし、逐次廃止措置計画に反映する。</p> <p>変更なし</p> <p>5.1.2 性能維持施設の安全対策 変更なし</p> <p>5.1.3 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間 変更なし</p> <p><u>5.1.4 性能維持施設の改造又は設置</u> <u>性能維持施設の改造又は設置 (以下「改造等」という) に係る工事を表 1-8 に示す。</u></p> <p>5.2 廃止措置における安全対策 変更なし</p> <p>5.2.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 変更なし</p> <p>5.2.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策 変更なし</p>	<p>○表番号の見直し</p> <p>○ガラス固化体の保管能力の増強に係る変更申請を行うことから追加。</p>

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備 考
5.2.3 事故防止対策 略 5.2.4 労働災害防止対策 略 5.2.5 廃止措置のために導入する装置の安全設計 略	5.2.3 事故防止対策 変更なし 5.2.4 労働災害防止対策 変更なし 5.2.5 廃止措置のために導入する装置の安全設計 変更なし	
以 上	以 上	

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備 考
<p><u>表 1</u> 主要な廃止措置対象施設 (1 / 16) ~ (16 / 16) 表 略</p>	<p><u>表 1-1</u> 主要な廃止措置対象施設 (1 / 16) ~ (16 / 16) 表 変更なし</p>	○表番号の見直し
<p><u>表 2-1</u> 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (主排気筒, 第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計) 表 略</p>	<p><u>表 1-2-1</u> 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (主排気筒, 第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計) 表 変更なし</p>	○表番号の見直し
<p><u>表 2-2</u> 処理済廃液の放出管理目標値 表 略</p>	<p><u>表 1-2-2</u> 処理済廃液の放出管理目標値 表 変更なし</p>	○表番号の見直し
<p><u>表 3</u> 廃止措置の基本的なステップ 表 略</p>	<p><u>表 1-3</u> 廃止措置の基本的なステップ 表 変更なし</p>	○表番号の見直し
<p><u>表 4</u> 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 表 略</p>	<p><u>表 1-4</u> 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 表 変更なし</p>	○表番号の見直し
<p><u>表 5-1</u> 廃止措置工程表 表 略</p>	<p><u>表 1-5-1</u> 廃止措置工程表 表 変更なし</p>	○表番号の見直し
<p><u>表 5-2</u> 再処理維持基準規則を踏まえた主な安全対策に関する工程 表 略</p>	<p><u>表 1-5-2</u> 再処理維持基準規則を踏まえた主な安全対策に関する工程 表 変更なし</p>	○表番号の見直し
<p><u>表 5-3</u> 工程洗浄に関する工程 表 略</p>	<p><u>表 1-5-3</u> 工程洗浄に関する工程 表 変更なし</p>	○表番号の見直し

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備 考				
<p>表 6 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量 表 略</p> <p>表 7 性能維持施設 (1 / 17) ~ (17 / 17) 表 略</p>	<p>表 1-6 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量 表 変更なし</p> <p>表 1-7 性能維持施設 (1 / 17) ~ (17 / 17) 表 変更なし</p> <p>表 1-8 事業の変更の許可の申請において必要とされる事項と同様の事項 に係る改造等</p> <table border="1" data-bbox="1368 705 2439 1134"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 705 1721 751">件 名</th> <th data-bbox="1721 705 2439 751">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 751 1721 1134"> <p>ガラス固化技術開発施設 (TVF)における保管セルの 保管能力の増強</p> </td> <td data-bbox="1721 751 2439 1134"> <p>ガラス固化技術開発施設(TVF)における保管セルのガラス 固化体の保管能力を 420 本から 630 本に増強する。なお、 本件に係る安全対策等の詳細については、平成 30 年 10 月 30 日に提出した新增設等計画書に示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	件 名	概 要	<p>ガラス固化技術開発施設 (TVF)における保管セルの 保管能力の増強</p>	<p>ガラス固化技術開発施設(TVF)における保管セルのガラス 固化体の保管能力を 420 本から 630 本に増強する。なお、 本件に係る安全対策等の詳細については、平成 30 年 10 月 30 日に提出した新增設等計画書に示す。</p>	<p>○表番号の見直し</p> <p>○表番号の見直し</p> <p>○ガラス固化体の保管能力の 増強に係る変更申請を行う ことから追加。</p>
件 名	概 要					
<p>ガラス固化技術開発施設 (TVF)における保管セルの 保管能力の増強</p>	<p>ガラス固化技術開発施設(TVF)における保管セルのガラス 固化体の保管能力を 420 本から 630 本に増強する。なお、 本件に係る安全対策等の詳細については、平成 30 年 10 月 30 日に提出した新增設等計画書に示す。</p>					

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備考
<p style="text-align: center;">図 略</p> <p><u>図 1</u> 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の安全上重要な施設の多重化 略</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>高放射性固体廃棄物の取出しが完了するまでの安全対策 略</p> <p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>低放射性濃縮廃液及び廃溶媒に係るリスク評価 略</p>	<p style="text-align: center;">図 変更なし</p> <p><u>図 1-1</u> 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の安全上重要な施設の多重化 変更なし</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>高放射性固体廃棄物の取出しが完了するまでの安全対策 変更なし</p> <p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>低放射性濃縮廃液及び廃溶媒に係るリスク評価 変更なし</p>	<p>○図番号の見直し</p>

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備考
<p style="text-align: right;">添付資料 2</p> <p style="text-align: center;">放射性廃棄物の発生量及び廃棄の方法 (概要)</p> <p>1. 放射性廃棄物の発生量 再処理施設に貯蔵している放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物について、貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量を表 8 及び表 9 に示す。また、解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体及び液体)の推定発生量を表 10 に示す。</p> <p>2. 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方 放射性廃棄物は、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物に分類される。放射性廃棄物の発生量を合理的に可能な限り低減するように、適切な除染方法、機器解体工法及び機器解体手順を策定するとともに、適切な処理を行う。当面は、これまでの放射性廃棄物の処理と同じ処理を継続することとし、系統除染等に伴い異なる処理を行う場合には、逐次廃止措置計画の変更申請を行う。各施設間の主要な放射性廃棄物の流れを図 2 に示す。</p> <p>2.1 放射性気体廃棄物 略</p> <p>2.2 放射性液体廃棄物 略</p> <p>2.3 放射性固体廃棄物 略</p> <p>3. 既存施設における処理と貯蔵</p> <p>3.1 高レベル放射性廃棄物 略</p> <p>3.2 低レベル放射性廃棄物</p> <p>3.2.1 固体廃棄物 略</p> <p>3.2.2 液体廃棄物 略</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 2</p> <p style="text-align: center;">放射性廃棄物の発生量及び廃棄の方法 (概要)</p> <p>1. 放射性廃棄物の発生量 再処理施設に貯蔵している放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物について、貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量を表 2-1 及び表 2-2 に示す。また、解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体及び液体)の推定発生量を表 2-3 に示す。</p> <p>2. 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方 放射性廃棄物は、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物に分類される。放射性廃棄物の発生量を合理的に可能な限り低減するように、適切な除染方法、機器解体工法及び機器解体手順を策定するとともに、適切な処理を行う。当面は、これまでの放射性廃棄物の処理と同じ処理を継続することとし、系統除染等に伴い異なる処理を行う場合には、逐次廃止措置計画の変更申請を行う。各施設間の主要な放射性廃棄物の流れを図 2-1 に示す。</p> <p>2.1 放射性気体廃棄物 変更なし</p> <p>2.2 放射性液体廃棄物 変更なし</p> <p>2.3 放射性固体廃棄物 変更なし</p> <p>3. 既存施設における処理と貯蔵</p> <p>3.1 高レベル放射性廃棄物 変更なし</p> <p>3.2 低レベル放射性廃棄物</p> <p>3.2.1 固体廃棄物 変更なし</p> <p>3.2.2 液体廃棄物 変更なし</p>	<p>○表番号の見直し ○表番号の見直し</p> <p>○図番号の見直し</p>

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変 更 前 (平成 30 年 6 月変更)	変 更 後 (平成 30 年 11 月変更)	備 考
<p>4. 新規施設における減容処理及び廃棄体化处理 略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">表 8 放射性液体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量 表 略</p> <p style="text-align: center;">表 9 放射性固体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵（保管）量 表 略</p> <p style="text-align: center;">表 10 解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体及び液体)の推定発生量 表 略</p> <p style="text-align: center;">図 略</p> <p style="text-align: center;">図 2 各施設間の主要な放射性廃棄物の流れ</p>	<p>4. 新規施設における減容処理及び廃棄体化处理 変更なし</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">表 2-1 放射性液体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量 表 変更なし</p> <p style="text-align: center;">表 2-2 放射性固体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵（保管）量 表 変更なし</p> <p style="text-align: center;">表 2-3 解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体及び液体)の推定発生量 表 変更なし</p> <p style="text-align: center;">図 変更なし</p> <p style="text-align: center;">図 2-1 各施設間の主要な放射性廃棄物の流れ</p>	<p>○表番号の見直し</p> <p>○表番号の見直し</p> <p>○表番号の見直し</p> <p>○図番号の見直し</p>